



請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第43号
件 名	種苗法改正に関する請願
請 願 者	 
紹介議員	宮 崎 こうき 浅 田 保 雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

今 201 国会において種苗法の改正が審議されます。今回の改正の主な理由は、日本のブランド果実などの、新しい品種が海外に流失すること、いわゆる「農作物の海外流失」を防ぐためとしていますが種苗法の改正で海外流失が阻止できるかについては、疑問の声があがっています。

改正により、自分の畑や田んぼで採れた種子を翌年使う自家採種を原則認めてきたものが、原則禁止になります。自分の畑や田んぼで採れた種は翌年使えなくなり、登録された種子を企業から買い続けなくてはならなくなり、私たちが食べる主食の値段も企業が握ることとなります。

農林水産省は新しい品種で固定された品種でないと登録できないので、昔からある在来種は登録の対象外で自家採種はできるとしてはいますが、種子は何万種類とあり、それを農林水産省は全部把握しているわけではありません。農林水産省が知らない種について企業が資料を持ってくれば、農林水産省は新しい種子として登録を認めざるをえません。

また、品種登録には数百万円から数千万円の費用がかかり、一般の農家が簡単に品種登録するのは難しい。種子を買うのに今まで以上の経費がかかることで、農家の負担は大きくなり、今まで通り農業を続けられない農家も出てくるのが想定され、日本の食料自給率はますます低くなり、海外からの輸入に依存しなければならなくなるのが危惧されます。

現在、全世界の種子の 70%はたった 3 社の多国籍アグリ企業によって生産されています。多国籍アグリ企業の種子は農薬とセット販売であり、遺伝子組み換え、ゲノム編集等安全性に疑問があります。

以上のような観点から種苗法改正にあたり、以下の事項を国に対して要望していただけますようお願いいたします。

請願事項

- 1 農家の自家採種の権利を保護し、安心な野菜を区民が入手できるよう、「自家採種の禁止」を法改正に盛り込まないこと。
- 2 種苗法改正の問題は農家のみの問題でなく、食料自給率の低下、食料の値段の高騰、安全性が疑われる遺伝子組み換えやゲノム編集が与える食品に対する不安など、区民生活に関わりが深い問題です。農家を始め、法改正により影響を受ける関係者など企業、幅広い人の意見も聴取し、拙速に改正を行わないこと。